全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会) (プレゼン用資料)

平成22年1月15日(金)

雇用均等 · 児童家庭局

《目次》

| 〇子ども手当について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 |
|---|
| 〇父子家庭への児童扶養手当の支給について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 |
| 〇明日の安心と成長のための緊急経済対策 |
| 経済対策(保育サービスの拡充)の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 |
| 経済対策(母子家庭等の在宅就業支援)の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 |
| 育児・介護休業トラブル防止指導員の設置について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 |
| 幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 |
| 〇地方分権改革(保育所の基準関係)について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 |
| 〇平成22年度雇用均等・児童家庭局予算案の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12 |
| 〇母子家庭等自立支援対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17 |
| 〇少子化対策特別部会の議論の整理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20 |
| 〇子ども・子育てビジョン(仮称)について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27 |
| 〇次世代育成支援対策推進法(改正後の概要)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29 |
| 〇次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30 |
| 〇改正育児・介護休業法の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36 |
| 〇放課後児童クラブの補助について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37 |
| 〇児童の安全確認・安全確保の徹底について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38 |
| 〇児童虐待防止のための親権制度研究会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39 |
| 〇社会的養護体制の充実について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40 |
| 〇配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)対策等について・・・・・・・・・・・・・・ 41 |

子ども手当の創設について

子ども手当については、「平成22年度予算における子ども手当等の取扱いについて」 (平成21年12月23日4大臣合意)に基づき、平成22年度政府予算案に所要額を計 上しており、平成22年度分の支給のための所要の法律案を平成22年通常国会に提 出することとしている。

1. 概要

次世代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの児童を対象に、一人につき月額13,000円を支給する。

- 所得制限は設けない。
- ・支給事務の主体は市区町村(公務員については所属庁)。
- ・支払月は6月、10月、2月。
- ・子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童 手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担し、 それ以外の費用については、全額を国庫が負担。(公務員については、全額を所属庁 から支給)
 - ※児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資として実施。
 - ※子ども手当を市町村に寄附できる仕組みを検討中。

2. 平成22年度予算案

<給付費>:2兆2,554億円(10か月分)(国庫負担金:1兆4556億円)

<事務費>:166億円

- ※子ども手当の実施にあたって地方公共団体の負担が実質的に増大しないよう、 別途、「子ども手当及び児童手当地方特例交付金(仮称)」(2,337億円)を措置。
- ※子ども手当の円滑な実施を図るため、システム経費(123億円)を平成21年度第二次補正予算案に計上。

3. 法案

平成22年度分の子ども手当の支給のための所要の法律案を平成22年通常国会に 提出予定(施行日は平成22年4月1日)。

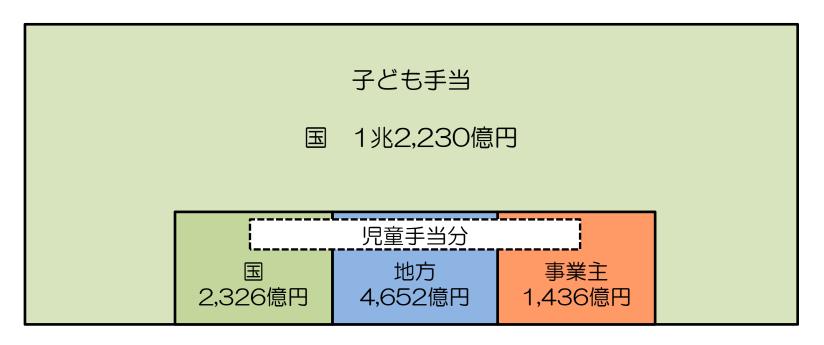
※ 平成23年度における子ども手当の支給については、平成23年度予算編成過程 において改めて検討し、その結果に基づいて平成23年度以降の支給のための所要 の法律案を平成23年通常国会に提出。

子ども手当の創設(平成22年度予算案)

〇 子ども手当の創設(国庫負担金) 1兆4,722億円

うち、給付費:1兆4,556億円(10か月分を計上)

事務費:166億円(市町村分164億円)



- ※1 上記とは別に、公務員については所属庁から支給する。 (国家公務員分:425億円、地方公務員分:1,486億円)
- ※2 地方公務員に係る額の引上げ等に伴い、地方公共団体の負担が実質的に増大しないよう、 別途、「子ども手当及び児童手当地方特例交付金(仮称)」(2,337億円)を措置。
- ※3 子ども手当の円滑な実施を図るため、システム経費(123億円)を平成21年度二次補正予算案に前倒し計上。

平成22年度予算における子ども手当等の取扱いについて

標記について、以下のとおり合意する。

- 1. 子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を 平成22年度予算に計上するとともに、平成22年度分の支 給のための所要の法律案を次期通常国会に提出する。
 - (1)中学校修了までの児童を対象に、1人につき月額 13,000円を支給する。
 - (2)所得制限は設けない。
 - (3)子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手 当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童 手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担 する。
 - (4)(3)以外の費用については、全額を国庫が負担する。
 - (5)公務員については、所属庁から支給する。
 - (6)現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。
- 2. 平成23年度における子ども手当の支給については、平成23年 度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて 平成23年度以降の支給のための所要の法律案を平成23年通 常国会に提出する。

- 3. 子ども手当については、国負担を基本として施行するが、所得税・住民税の扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減に伴う地方財政の増収分については、最終的には子ども手当の財源として活用することが、国民に負担増をお願いする趣旨に合致する。また、児童手当の地方負担分についても、国、地方の負担調整を図る必要がある。
- 4. 3. の趣旨及び平成22年度予算における取扱いも踏まえ、所得税・住民税の扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減に伴う増収分が最終的に子ども手当の財源に充当され、児童手当の地方負担分の適切な負担調整が行われるとともに、平成21年12月8日の閣議決定に基づいて設置される「検討の場」において、幼保一体化等を含む新たな次世代育成支援対策の検討を進めることと併せて、「地域主権」を進める観点から、「地域主権戦略会議」において補助金の一括交付金化や地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方の議論を行い、その見直しについて検討を行う。これらの検討については、平成23年度予算編成過程において結論を得て、順次、必要な措置を講ずるものとする。

平成21年12月23日

国家戦略担当 内閣府特命担当大臣

総 務 大 臣 財 務 大 臣

厚生労働大臣

父子家庭への児童扶養手当の支給について

<mark>1. 概要</mark>

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、父子家庭の父に児童扶養手当の支給対象を拡大する。

補助率 国1/3 都道府県等 2/3

• 対象者数 父子家庭 約10万世帯

(母子家庭 約97万世帯 21年3月末)

支給額(児童1人の場合)

•全部支給 41,720円

・一部支給 41,710~9,850円(所得に応じ)

2. 平成22年度予算案

予算額 国費:1,678億円

うち、父子家庭へ対象を拡大するための所要額 約50億円(4ヶ月分) (満年度とした場合 約150億円)

児童扶養手当は、4月、8月、12月を支払期月としており、支払月の前月分までの 手当を支給している。

父子家庭への支給は平成22年8月施行を予定しているため、<u>平成22年度は、</u> 12月に8月から11月までの4ヶ月分を支払うこととなる。

3. 法案

所要の法律案を平成22年通常国会に提出予定(施行日は平成22年8月1日)

経済対策(保育サービスの拡充)の概要

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(抜粋)

(5)保育サービスの拡充等女性の就労支援

女性が働きやすい環境づくりのため、良質な保育サービス等の拡充、母子家庭等の在宅就業の支援に取り組む。

〇待機児童解消への取組

地域の余裕スペースの活用等による認可保育所の分園等設置の促進、家庭的保育の拡充により、待機児童の大半を 占める低年齢児の良質な保育を拡充する。

保育所待機児童解消へのこれまでの取組

保育所待機児童解消に向けた取組をより一層推進するため、安心こども基金(H20年度2号補正 1,000億円、H21年度1号補正1,500億円、計2,500億円)を設置し、保育所整備や家庭的保育実施場 所の改修等を実施中。

保育サービスの拡充等女性の就労支援

安心こども基金に200億円の積み増しを行い、待機児童解消のために、地域の余裕スペース(学校、 公営住宅、公民館等)を活用して、

- a. 認可保育所の分園等を設置する場合(賃貸物件を含む)
- b. 家庭的保育の実施場所を設置する場合(賃貸物件を含む)

において、補助基準額及び補助率の引き上げを行う。

(参考)補助率の引き上げの内容

待機児童解消のための定員純増整備の条件に基づき補助率を適用する。

aの場合:国1/2、市町村1/4、設置者1/4 → 国2/3、市町村1/12、設置者1/4

bの場合:国1/2、市町村1/2 → 国2/3、市町村1/3

また、純増定員の算定においては、今回の取組による定員(受け入れ)枠も含めて合算できることとする。

なお、上記の措置に伴い、従来の安心こども基金における「小学校内等の教材等の保管場所として使用され ている空き教室等を保育所分園として使用するための改修等の補助」は廃止する。

経済対策(母子家庭等の在宅就業支援)の概要

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)(抜粋)

- (5)保育サービスの拡充等女性の就労支援
 - 女性が働きやすい環境づくりのため、良質な保育サービス等の拡充、母子家庭等の在宅就業の支援に取り組む。
- 〇母子家庭等の在宅就業支援
 - ・仕事と家庭の両立を図りやすい働き方として、母子家庭等の「在宅就業」の拡大を図るための自治体の取組をさらに 推進する。

平成21年度第1次補正予算

ひとり親家庭等が仕事と家庭の両立を図りやすい働き方としての在宅就業の推進を図るため、安心こども基金を活用した「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」において、在宅就業の拡大に向けた環境整備を積極的に行う自治体(都道府県・市)に対して、国による審査・採択の上、助成を行う。

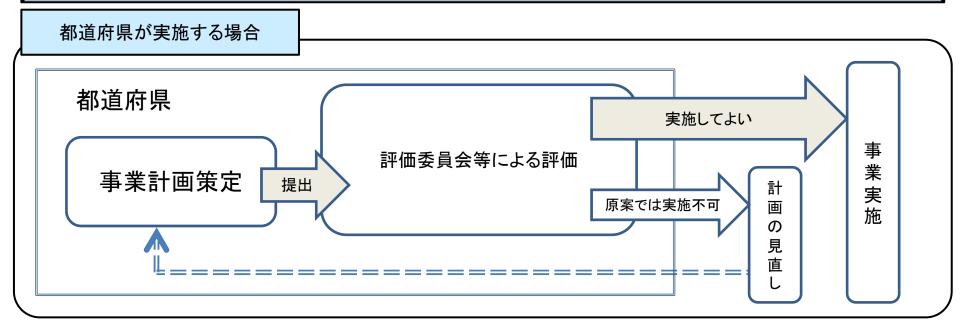
今回の措置

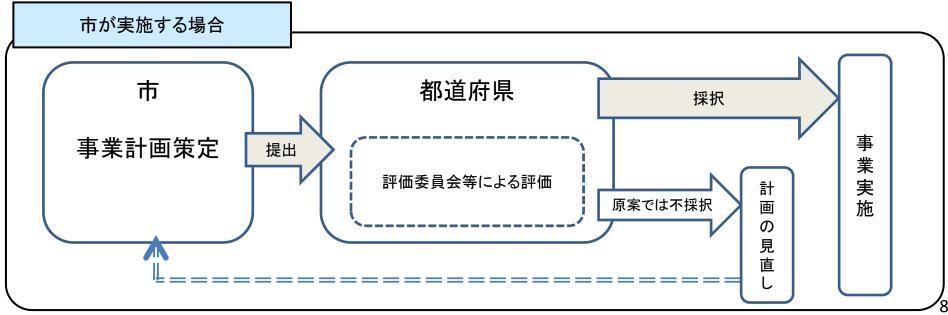
○都道府県審査分事業の実施

各都道府県において自治体(都道府県・市)の事業を審査・採択する仕組みを創設し、より多くの自治体の参加を促進することにより、ひとり親家庭等の在宅就業の推進をさらに図る。

(国が都道府県審査分事業の基準を示すとともに、既に国において審査・採択を行った自治体事業(12月10日 15件採択済み)の概要資料を示すこととしている。)

ひとり親家庭等の在宅就業支援事業(都道府県審査分)





育児・介護休業トラブル防止指導員の設置

平成21年度補正予算案(第2号)額 27,561千円

現状

雇用情勢の急速な悪化の中、妊娠・出産、産前産後 休業及び育児休業等の申出又は取得を理由とする解 雇その他不利益取扱いが増加している。育児休業に 係る不利益取扱いに関する労働者からの相談は、最 近5年間増加傾向にあり、20年度も大幅増加。

育児休業に係る不利益取扱いに 関する労働者からの相談件数

| 年度 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
|----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 件数 | 521 | 612 | 722 | 882 | 1,262 |

改正育児・介護休業法(21年6月成立)

- ・不利益取扱いなど育児休業等の制度利用に係る苦情・紛争の解決の仕組みを整備
- ・法違反に対する指導の実効性を高める

今回の措置

個別の事案に関する 相談対応 各都道府県労働局雇用均等室

['] 育児・介護休業トラブル 防止指導員 47名(新規)

育児休業等を希望、 取得する労働者等 育休中や復帰時に解雇、退職勧 奨等の不利益を受ける等のトラブ ルを防止するための周知、指導

事業主

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(抄)

~平成21年12月8日 閣議決定~

6. 「国民潜在力」の発揮

―「ルールの変更」や社会参加支援を通じて、国民の潜在力の発揮による景気回復を目指す。

<u>(1)「制度・規制改革プロジェクト(仮称)」</u>

新たな需要創出に向けて、これまで大きな岩盤に突き当たり、停滞していた制度・規制改革に正面から取り組む。

①制度・規制改革

新たな需要創出に向けた規制改革の重要課題については、行政刷新会議において下記を含む重点テーマを設定し、 その実現に向け積極的に取り組む。

く具体的な措置>

○幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革

- ― 幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進める。
- このため、主担当となる閣僚を定め、関係閣僚の参加も得て、新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。

(ア)利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革

・利用者と事業者の間の公的契約制度の導入、保育に欠ける要件の見直し、利用者補助方式への転換の方向など、利用者本位の制度を実現する。また、保育料設定の在り方について、水準の在り方も含め、制度設計の中で検討する。

(イ)イコールフッティングによる株式会社・NPOの参入促進

- ・株式会社、NPO・社会的企業も含めた更なる参入促進を図るべく、客観的基準による指定制度の導入を検討する。
- ・また、施設整備補助の在り方、運営費の使途範囲・会計基準等の見直しについても、制度設計の中で検討する。

(ウ)幼保一体化の推進

・上記制度における新たな給付体系の検討等とあわせて、認定こども園制度の在り方など幼児教育、保育の総合的な提供(幼保一体化)の在り方についても検討し、結論を得る。

地方分権改革(保育所の基準関係)について

○ 第3次勧告(平成21年10月7日)の内容

保育所の基準について、廃止又は条例委任する。

(条例委任する場合、国の基準については、原則「参酌すべき基準」とされ、例外的に、「標準」又は「従うべき基準」とすることも可。)

注)「従うべき基準」:条例は、基準に従わなければならない

「標準」:条例の内容は、地方自治体に「合理的なもの」である旨の説明責任あり

「参酌すべき基準」:基本的には地方自治体の判断で定められる

○ 地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)

- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45条2項)を、<u>条例</u>(制定主体は都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市)に委任する。
- ・ 条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する 基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害 の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。
- ・ ただし、保育所にあっては、東京等の<u>一部の区域</u>に限り、待機児童解消までの<u>一時的措置と</u>して、<u>居室の面積</u> に関する基準に係る規定は、「標準」とする。

く「従うべき基準」と整理したもの>

- 〇 保育士の配置基準
- 〇 居室の面積基準(乳児室1.65㎡、ほふく室3.3㎡、2歳以上の保育室1.98㎡) (※ただし、東京等に限り、待機児童解消までの一時的措置として「標準」)
- 〇 保育の内容(保育指針)、調理室(自園調理) など

< 「参酌すべき基準」と整理したもの>

- 屋外遊戯場の設置、必要な用具の備え付け、耐火上の基準、保育時間、保護者との密接な連絡 など
- → 法律の改正により措置すべき事項については、必要に応じて一括して所要の法律案を平成22年通常国会に提出することを基本とする。

平成22年度 雇用均等・児童家庭局 予 算 案 の 概 要

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進、仕事と生活の調和と公正かつ多様な働き方の実現

次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てに係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な少子化対策を推進する。

また、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現に向け、育児・介護休業制度の拡充や企業の取組に対する支援など、育児・介護期における仕事と家庭の両立支援対策を推進する。

さらに、男女雇用機会均等の更なる推進やパートタイム労働者の均衡待遇確保などにより、公正かつ多様な働き方の実現を図る。

《主要事項》

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進

- 1 子ども手当の創設
- 2 ひとり親家庭への自立支援策の充実
- 3 待機児童の解消等の保育サービスの充実
- 4 すべての子育て家庭に対する地域子育て支援対策の充実
- 5 出産の経済的負担の軽減
- 6 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実
- 7 母子保健医療対策の充実
- 8 仕事と家庭の両立支援

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

- 1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進
- 2 育児休業等を理由とする解雇等不利益取扱いへの対応の強化(再掲)
- 3 パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進
- 4 多様な働き方に対する支援の充実

〇予算案額の状況

| | 21年度予算額 | 22年度予算案額 | 伸び率 |
|-------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------------|
| | | | |
| 局合計 | 9, 815億円 | 22, 861億円 | 132. 9% |
| 一般会計 | 9, 105億円 | 21, 960億円 | 141. 2% |
| 特別会計 | 711億円 | 902億円 | 26. 9% |
| 年金特別会計 児童手当勘定 うち児童育成事業費 | 560億円 | 764億円 | 36. 4% |
| 労働保険特別会計 労災勘定 雇用勘定 | 151億円 8億円 143億円 | 137億円 6億円 131億円 | ▲8. 7% ▲17. 6% ▲8. 2% |

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進

1 子ども手当の創設(国庫負担金)

《1兆4, 722億28百万円》・ うち、給付費:1兆4555億94百万円 (10か月分を計上)

事務費: 166億34百万円~

子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成22年度予算に計上するとともに、平成22年度分の支給のための所要の法律案を平成22年通常国会に提出する。

- ① 中学校修了までの児童を対象に、1人につき月額13,000円を支給する。
- ② 所得制限は設けない。
- ③ 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、 児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用 を負担する。
- ④ ③以外の費用については、全額を国庫が負担する。
- 注1 公務員については、所属庁から支給する。(国家公務員分の給付費425億円は上記の1兆4,722億円には含まれない。その額を含めると国の給付費負担金は1兆4,980億円。)
- 注2 給付費総額は2兆2.554億円である。
- 注3 現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。
- 注4 平成23年度における子ども手当の支給については、平成23年度予算編成過程 において改めて検討し、その結果に基づいて平成23年度以降の支給のための 所要の法律案を平成23年通常国会に提出する。

「参考]別紙「平成22年予算における子ども手当等の取扱いについて」

〇子ども手当の円滑な実施(システム経費)

□子ども手当の円滑な実施を図るため、平成21年度第2次補正予算案(123億円)におい □て、その準備のための市町村(特別区を含む)における臨時的な経費となるシステム □経費につき、奨励的な助成を行う。

2 ひとり親家庭への自立支援策の充実

《169, 335百万円→176, 432百万円》

(1)父子家庭への児童扶養手当の支給

4. 956百万円

ひとり親家庭への自立支援策の拡充を図るため、これまで支給対象となっていなかった父子家庭にも児童扶養手当を支給する。(平成22年8月施行、12月支払い。)

・手当額(月額)

児童1人の場合 全部支給 41,720円

一部支給 41,710円~9,850円(所得に応じ)

児童2人以上の加算額 2人目

5, 000円

3人目以降1人につき 3,000円

(2)母子家庭等の総合的な自立支援の推進

3. 555百万円

①自立のための就業支援等の推進

3, 474百万円

母子家庭の母の就業支援等を推進するため、看護師等経済的自立に効果的な 資格を取得するために養成機関において修業する間の生活費の支給などを行う事業(高等技能訓練促進費等事業)や個々の母子家庭の状況・ニーズに応じた自立 支援プログラムを策定する事業などの推進を図る。また、父子家庭等に対する相 談支援体制の充実強化を図る。

②養育費確保の推進

62百万円

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

(3)自立を促進するための経済的支援(一部再掲)

1. 729億円(1. 665億円)

母子家庭等の自立を促進するため、児童扶養手当の支給を行うとともに、母子寡婦福祉貸付金において、母子家庭の母が高等学校等に通学する際に必要となる費用に対する貸付(自宅通学の場合月額4万5千円)を行う等の充実を図る。 児童扶養手当については、父子家庭にも支給を拡大する。

3 待機児童の解消等の保育サービスの充実

《377, 805百万円→415, 522百万円》

(1)待機児童解消策の推進など保育サービスの充実

388. 102百万円

待機児童解消のための保育所整備等の推進に対応した、民間保育所における受入れ児童数の増を図り、また、家庭的保育など保育サービスの提供手段の拡充を図り、延長保育、病児・病後児保育、休日保育など保護者の多様なニーズに応じた保育サービスを充実することにより、「子ども・子育てビジョン(仮称)(平成22年1月策定予定)」の実現を推進する。

<主な充実内容>

民間保育所運営費 50,000人増、家庭的保育5,000人増、病児・病後児保育436 か所増など

〇保育所の待機児童解消

平成21年度第2次補正予算案(200億円)において、安心こども基金の積み増しを 行い、待機児童解消のために、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館等)を 活用して.

- a. 小規模な認可保育所の分園等を設置する場合(賃貸物件を含む)
- b. 家庭的保育の実施場所を設置する場合(賃貸物件を含む)

の改修費等について、一定の条件に基づき、補助基準額及び補助率の引き上げを行っる。

(2)総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の着実な推進 274億20百万円(234億53百万円)

放課後児童クラブと文部科学省が実施する「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進を図る。

また、放課後児童クラブについては、クラブを利用できなかった児童の解消を図るための受け入れ児童数の増加等に必要なソフト面及びハード面での支援措置を図る(24.153か所→24.872か所)。

さらに、放課後児童クラブガイドラインを踏まえ、望ましい人数規模のクラブへの移行を促進するため、補助単価を増額する。(例:児童数が40人の場合、1クラブ当たりの補助単価:2,426千円→3,026千円)

4 すべての子育て家庭に対する地域子育て支援対策の充実

《44,660百万円→41,459百万円》

地域における子育て支援拠点や一時預かり等について、身近な場所への設置を促進する。

また、すべての子育て家庭を対象とした様々な子育て支援事業について、「子ども・子育てビジョン(仮称)(平成22年1月策定予定)」の実現を推進するとともに、子育て支援に関する情報ネットワークの構築(携帯サイト)、子どもを守る地域ネットワークの機能強化、子どもの事故の予防強化に取り組む。

5 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

《92. 624百万円→94. 706百万円》

(1)虐待を受けた子ども等への支援の強化

89, 087百万円

①地域における体制整備

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)及び養育支援訪問事業の普及・推進を図るとともに、「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)において新たに情報の共有化を図るなどの機能強化を図る。

②児童相談所の機能強化

児童相談所において、新たに親子での宿泊方式の訓練の実施や親族も含めた援助方針会議の実施など家族再統合への取組を進めるとともに、一時保護所の整備を促進する。

③社会的養護体制の拡充

83.779百万円

虐待を受けた児童など要保護児童が入所する児童養護施設等においては、児童の状況に応じた適切なケアが必要であることから、施設におけるケア単位の小規模化を推進するため、小規模グループケアの実施か所数の増(645か所→703か所)を図るとともに、管理宿直を行う非常勤職員を配置するなど社会的養護体制の拡充を図る。

(2)配偶者からの暴力(DV)防止

5. 619百万円

配偶者からの暴力への対策を推進するとともに、人身取引被害者の支援体制を強化するため、婦人保護施設における通訳及びケースワーカー(外国人専門生活支援者)の経費や医療費を計上し、機能の充実を図る。

6 母子保健医療対策の充実

《19. 301百万円→23. 058百万円》

(1)不妊治療等への支援

8. 093百万円

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額の医療 費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する(1回あたり15万円を年2回まで)などの支援を行う。

(2)小児の慢性疾患等への支援

14. 733百万円

小児期における小児がんなどの特定な疾患の治療の確立と普及を図るため、小児慢性特定疾患治療研究事業を行う。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。

7 仕事と家庭の両立支援

《9.969百万円→9.780百万円》

(1) 改正育児・介護休業法の円滑な施行

4,861百万円

改正育児・介護休業法の円滑な施行のため、改正内容の周知徹底を図るとともに、 短時間勤務制度を定着促進するための支援を行うことにより、継続就業しながら育 児・介護ができる環境を整備する。

(2)男性の育児休業の取得促進

30百万円

父親も子育てができる働き方の実現に向けて、父母がともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間を延長(1歳2ヶ月)する制度(パパ・ママ育休プラス)等の導入を内容とする育児・介護休業法の改正の周知徹底等により、男性の育児休業取得を促進する。

(3) 育児休業等を理由とする解雇等不利益取扱いへの対応の強化

407百万円

育児休業の取得等を理由とする解雇、退職勧奨等不利益取扱いが増加していることから、労使からの相談対応、企業への適正な制度運用に関する指導等を行う体制を整備することにより、育児休業等を理由とする解雇、退職勧奨等の不利益取扱いへの対応を強化する(育児・介護休業トラブル防止指導員の設置等)。

〇「育児・介護休業トラブル防止指導員」の設置

平成21年度第2次補正予算案(28百万円)において、いわゆる「育休切り」等のトラブルを防止するための周知・指導や、個別の事案に関する相談対応を担当する「育児・介護休業トラブル防止指導員」(新規)を設置する(都道府県労働局雇用均等室に計47名)。

(4)事業所内保育施設に対する支援の推進

3.921百万円

事業所内保育施設設置・運営等助成金について、事業所内保育施設を設置、運営する中小企業に対する助成率の引上げ(1/2→2/3)を引き続き実施する。

(5)中小企業における次世代育成支援対策の推進 560百万円

「中小企業一般事業主行動計画策定推進2か年集中プラン」の実施により、中小企業における次世代育成支援対策を推進する。

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進

《853百万円→695百万円》

(1)職場における男女雇用機会均等の推進

430百万円

男女雇用機会均等法の履行確保のため、厳正的確な指導を行うとともに、迅速な紛争解決の援助を実施する。

(2)ポジティブ・アクションの取組の推進

265百万円

男女雇用機会均等法の履行確保とともに、男女労働者の格差の解消をめざした企業の積極的かつ自主的な取組(ポジティブ・アクション)を進めるため、その周知と取組のノウハウを提供する。

- 2 育児休業等を理由とする解雇等不利益取扱いへの対応の強化(再掲)
- 3 パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進 《1,622百万円→1,380百万円》

パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保、正社員転換の実現を図るため、パートタイム労働法に基づく的確な指導等を実施するとともに、専門家(均衡待遇・正社員化推進プランナー(141名))による相談・援助や雇用管理改善を行う事業主に対する助成金(40万円~60万円(大企業30万円~50万円))の支給等により、その取組を支援する。

4 多様な働き方に対する支援の充実

《212百万円→210百万円》

(1)短時間正社員制度の導入・定着の促進

147百万円

短時間でも正社員としての安定した働き方である短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、導入企業の具体的事例等に基づくノウハウの提供等を行うとともに、特に制度の定着を支援するため、本制度を運用する事業主に対する助成措置の拡充(制度利用者2人目~10人目まで:15万円→20万円(大企業10万円→15万円))を図る。

(2)良好な在宅就業環境の確保

63百万円

専門家及び相談員による在宅就業に関する相談対応や、セミナーの開催を通じた在宅就業者のスキルアップ支援を行うとともに、在宅就業を仲介する機関による安定的な仕事の確保の支援等により、適正な在宅就業環境の整備を図る。

別 紙

平成22年度予算における子ども手当等の取扱いについて

標記について、以下のとおり合意する。

- 1. 子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を 平成22年度予算に計上するとともに、平成22年度分の支 給のための所要の法律案を次期通常国会に提出する。
 - (1)中学校修了までの児童を対象に、1人につき月額 13,000円を支給する。
 - (2)所得制限は設けない。
- (3)子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手 当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童 手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担 する。
- (4)(3)以外の費用については、全額を国庫が負担する。
- (5)公務員については、所属庁から支給する。
- (6)現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。
- 2. 平成23年度における子ども手当の支給については、平成23年 度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて 平成23年度以降の支給のための所要の法律案を平成23年通 常国会に提出する。

- 3. 子ども手当については、国負担を基本として施行するが、所得税・住民税の扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減に伴う地方財政の増収分については、最終的には子ども手当の財源として活用することが、国民に負担増をお願いする趣旨に合致する。また、児童手当の地方負担分についても、国、地方の負担調整を図る必要がある。
- 4. 3. の趣旨及び平成22年度予算における取扱いも踏まえ、所得税・住民税の扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減に伴う増収分が最終的に子ども手当の財源に充当され、児童手当の地方負担分の適切な負担調整が行われるとともに、平成21年12月8日の閣議決定に基づいて設置される「検討の場」において、幼保一体化等を含む新たな次世代育成支援対策の検討を進めることと併せて、「地域主権」を進める観点から、「地域主権戦略会議」において補助金の一括交付金化や地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方の議論を行い、その見直しについて検討を行う。これらの検討については、平成23年度予算編成過程において結論を得て、順次、必要な措置を講ずるものとする。

平成21年12月23日

国家戦略担当 内閣府特命担当大臣

総務大臣財務大臣

母子家庭等自立支援対策について

(1)就業支援策の推進

平成14年の母子及び寡婦福祉法等の改正により、それまでの「児童扶養手当中心の支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」へと転換し、「就業支援策」について本格的な取り組みを開始。

現状

- ・母子家庭等を取り巻く経済・雇用環境は厳しい状況
- ・就業支援に関する事業の実施状況について、自治体によって取組に差

【参考】就業支援事業の実施割合(H21.4.1現在)

- ・母子家庭等就業・自立支援センター事業 100.0%
- •自立支援教育訓練給付事業 90.4%
- ●高等技能訓練促進費事業 81.2%
- ・母子自立支援プログラム策定事業 55.3%



どこに住んでいても支援を受けることができるよう事業の空白地帯を解消するとともに、ハローワーク等の労働関係機関と連携し、効果的に事業を実施することが重要。

具体的な取組

母子家庭等就業・自立支援センターの充実

センターの土日における開所を推進する。(運営費の加算制度の創設)

母子自立支援プログラム策定事業の推進等

母子家庭の実情に応じたきめ細やかな支援を行うための自立支援プログラムを作成する母子自立支援プログラム策定事業を推進するとともに、ハローワークや福祉事務所等が連携して自立支援プログラムを策定する 生活保護受給者等就労支援事業との連携を図る。

高等技能訓練促進費等事業の推進

看護師等経済的自立に効果的な資格の取得を支援するため、養成機関に修学している期間中の生活費の 負担軽減を行う高等技能訓練促進費等を支給する。

中小企業雇用安定化奨励金の充実

中小企業事業主が、就業規則等において有期契約労働者の正社員への転換制度を新たに設け、実際に1人以上転換させた場合に支給する奨励金について、支給額を引き上げる。(1人当たり10万円→20万円(母子家庭の母の場合は15万円→30万円))

マザーズハローワークの事業の拡充

マザーズハローワーク事業の拠点を拡充(148か所→163か所)するとともに、子育て支援ネットワークの強化、 母子家庭の母等の支援機関への出張相談、託児付きセミナーの開催等を実施する。

母子家庭の母の雇用の促進等

- ・自治体の関連法人も含め、職員の雇い入れに際して、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援セン ターへ提供する。
- 母子福祉団体等に対する事業の積極的な発注を行う。

(2)ひとり親家庭生活支援事業の充実

父子家庭をはじめとしたひとり親家庭の育児や家事等に係る相談ニーズに対応するため、相談員を配置して、土日を含めた生活相談を実施する。(事業メニューの見直し)

(3)母子寡婦福祉貸付金の拡充

- ・母子家庭の母が高等学校等に通う際に必要となる費用についての貸付を実施する。
- ・公立高等学校に係る就学支度資金の貸付限度額を引き上げる。(85,000円→160,000円)

(4)養育確保策の推進

- ・養育費相談支援センターにおいて、困難事例への対応・養育費相談にあたる人材の養成研修、自治体の行う研修 への講師の派遣等を行う。
- ・母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員が、家庭裁判所等への同行支援を実施する。

少子化対策特別部会の議論の整理について

少子化対策特別部会におけるこれまでの議論のポイント

- [′]○ 少子化対策としては、すべての子どもの健やかな育ちを基本に置きつつ、<u>保育・放課後児童クラブ・地域</u> <u>の子育て支援をはじめとするサービスの抜本的拡充が必要。</u>
- 少子化対策は、持続可能な我が国の社会を構築するための「未来への投資」であり、<u>社会全体で費用を負</u> 担する仕組み(財源確保)が必要であるとともに、ニーズに応じて質の確保されたサービスが増えていくよ 、うな**子育て支援のための包括的・一元的な制度づくりが必要**。
- 育児休業~保育~放課後対策への切れ目のないサービス保障

すべての子育て家庭への支援



子育て支援サービスのための包括的・一元的な制度を構築

2 利用者(子ども)中心

(3)

4

潜在化した需要を顕在化



利用者への例外のないサービス保障
※必要な子どもに例外なく保育サービスを受ける地位の付与(認定)

サービス選択可能な仕組み

※市町村の責務の下、利用者と事業者の公的保育契約

多様な利用者ニーズへの対応

女性の就労率向上を踏まえた 潜在需要に対応した量的拡大



多様なサービスメニュー

(例)家庭的保育、小規模サービス、地域子育て支援拠点質の確保された事業者の参入促進

※客観的な基準に基づく指定制の導入

サービスの質の向上

地域の実情に応じたサービス提供





基礎自治体(市町村)が実施主体

社会全体(国・地方・事業主・本人) による費用負担(財源確保)

ポイント①

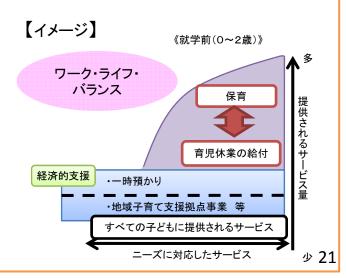
育児休業〜保育〜放課後対策への切れ目 のないサービス保障



子育て支援サービスのための包括的・一元的な制度を構築

すべての子育て家庭への支援

- 少子化の背景にある、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解消するため、
- ① 働き方の改革による仕事と生活の調和の実現
- ② 様々な子育で支援のためのサービスを一元的に提供する社会的基盤の構築
- を、少子化対策として一体的に取り組む。
- 様々な子育て支援のためのサービスを一元的に提供する社会的基盤の構築の実現のためには、社会全体で費用を負担する仕組みによる財源確保が必要であるとともに、ニーズに応じて質の確保されたサービスが増えていくような子育て支援サービスのための包括的・ 一元的な制度の構築が必要。
- 例) 現状では、様々な考え方・仕組みのもとで給付・財源がバラバラであることから、これら給付・財源を一体的に提供できる仕組みが必要。
- 少子化対策としては、「すべての子どもの健やかな育ちの支援」を基本として、仕事と子育ての両立を支援する給付を組み合わせる。その際、ライフステージ、働き方に応じ、育児休業~保育サービス~放課後対策への切れ目のないサービス等が保障され、すべての子育て家庭に対し、必要となる子育て支援が提供されることが必要。
 - ・ 保育サービスの質的・量的拡充
 - 放課後児童クラブの質的・量的拡充
 - ・ すべての子育て家庭に対し、必要な子育て支援サービスが提供される仕組み
- 女性の就業率の高まりに対応したスピード感のあるサービスの抜本的拡充とともに、 児童人口減少地域における保育機能の維持等の課題にも対応。



ポイント②(保育サービス)

利用者(子ども)中心

潜在化した需要を顕在化



利用者への例外のないサービス保障

※必要な子どもに例外なく保育サービスを受ける 地位の付与(認定)

サービス選択可能な仕組み

※市町村の責務の下、利用者と事業者の公的保育契約

〇 市町村の実施責務を法制度上明示

・ ①例外ない公的保育サービスの保障責務、②質の確保された公的保育サービスの提供責務、③適切なサービスが確実に受けられるようにする利用支援責務、④保育サービス費用の支払義務

○ 例外のない保育サービス保障(潜在需要を顕在化)

- ・ 保護者の就労形態を問わず、「保育が必要な」子どもに例外なく保育サービスを受ける地位を付与(「保育に欠ける」という 仕組みの見直し)。
- ・ 利用者が希望する保育サービスの利用開始までの間、市町村は多様なサービスメニューの中から補完利用できるようにすることが必要。

○ 市町村が、客観的な基準に基づき、保育の必要性・量を認定

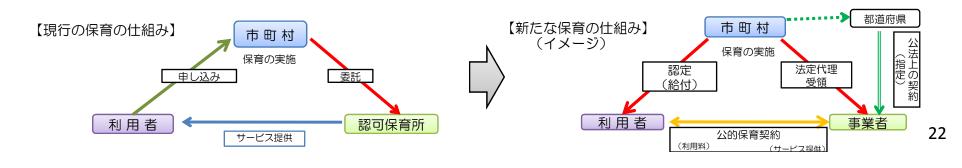
- ※併せて優先的利用確保についても、市町村が認定する仕組み。
- 必要量は、3歳未満の子どもには週当たり2~3区分を月単位で設定、3歳以上の子どもには区分なしを基本。
- ・ 虐待事例などは市町村の斡旋等により適切に受入れ。

○ 利用者と保育所が公的保育契約(サービス選択可能な仕組み)

- ※現行の市町村から保育所に委託する仕組みを見直し、公の財政事情等によってサービス抑制が働かない仕組みへ。
- ・利用者(子ども)中心の視点に立ち、市町村の実施責務の下、利用者と事業者の公的保育契約を締結し、サービスを提供。
- ・ 市町村において子育て支援全般に係るコーディネート機能や苦情解決の仕組みが必要。

○ 利用者に対し利用したサービスを費用保障(給付) + 保育所等による法定代理受領

- ・ 年齢、地域、規模、時間帯などに応じた単価設定(公定価格による質の保障と安定的事業運営への配慮)。
- ・保育料は保育所等に納付することを基本に、保育料の滞納には市町村が利用者からの保育料の納付に関与する仕組みを検討。



ポイント③

多様な利用者ニーズへの対応

女性の就労率向上を踏まえた潜在需要に対応した量的拡大



多様なサービスメニュー

(例)家庭的保育、小規模サービス、地域子育て支援拠点等

質の確保された事業者の参入促進

※客観的な基準に基づく指定制の導入

サービスの質の向上

〈仕事と子育ての両面を支援するサービス〉

○ 多様な保育サービス類型の導入

- ・ すべての子どもに対する公的保育を保障する観点と、多様な利用者ニーズへの対応の観点から、多様なサービス類型を導入 (別紙1参照)。
 - 例)家庭的保育、小規模サービス、短時間勤務等、早朝・夜間・休日保育、事業所内保育等

〇 児童人口減少地域における対応

・ 児童人口減少地域において、子どもに質の高い保育を保障するため、小規模サービス、多機能型サービス等の検討。

〇 指定制の導入と市町村のサービス提供確保の義務

- ・ 多様な利用者ニーズへ対応し、多様なサービス類型のそれぞれごとに質の確保された事業者の参入促進を図るため、客観的な基準(通常保育については最低基準)に基づく指定制を導入。
- ・ 裁量的な認可により、地方自治体の財政事情等による抑制が働かない仕組みの改革。
- ・ 市町村による計画的なサービス基盤整備と児童人口の減少地域等における供給過多による弊害回避。

〇 質の確保された事業者の参入促進

- ・ 施設整備費については、運営費に相当額(減価償却費相当)の上乗せを検討(当面の集中的整備促進等のための施設整備補助は維持)。
- 認可外保育施設の最低基準到達支援
- ・ 適正なサービスの確保、サービスの休廃止時のルールが必要。
- ・ 質の確保のための指導監督が従来よりも重要な役割を果たすべきであるが、そのための実施体制の確保策を検討。その際、 都道府県と市町村の役割の整理等についても考慮。
- ・ 運営費の使途制限は、保育サービスの特質を考慮し、配当なども含め、一定のルールが必要。また、会計処理については、 法人種別ごとの会計処理を検討。

〇 サービスの質の向上

- ・ 保育所に求められる役割等の高まりに対応した職員配置、保育の質の維持・向上を図るための安定雇用や保育士の処遇改善 を可能とする仕組み、研修の制度的保障、ステップアップの仕組み等。
- ・ 指導監査とともに、情報公表・評価等の仕組み。

ポイント③(続き)

〇 病児・病後児保育の量的拡充

- ・ 病児・病後児保育は、ニーズも高く、セーフティネットとして重要な役割。働き方の見直しに取り組みつつ、量的拡充が 必要。
- ・ 施設型と非施設型の役割、医師との連携等について検討。

〇 放課後児童クラブの量的・質的拡充

- ・ 質の確保を図りつつ、量的拡充を図ることが重要。小学校の活用とともに、財源保障を強化し、人材確保のための処遇改善が必要。
- 市町村の実施責任、保障の仕組みの強化、質を確保するための緩やかな基準の必要性、人材確保のための処遇改善等を検討。

〈すべての子育て家庭を支援する基本サービス〉

- 多様なニーズに対応できる一時預かりの受け皿の拡大
 - ・ 一時預かりは、乳幼児のいる子育て家庭の多様なニーズに対応する基本サービスとして、保障を充実。
 - ・ 今後の需要の拡大が見込まれる中、多様な主体、多様なサービス提供方法を活用した受け皿拡大。

〇 地域子育て拠点事業等地域の子育て支援の充実

- ・ 子育ての孤立感、負担感の解消に資する地域子育て支援拠点、遊びを通じた子どもの育成を基盤とした児童館事業等、地域特性に応じた柔軟な地域の子育て支援の取組を支援する枠組みの検討。
- 社会的養護を必要とする子ども等、特別な支援を必要とする子どもや家庭に対する施策の充実。
 - ・ 施設に入所している子どもの心のケアや家庭復帰へ向けた支援、年齢に応じた設備などにより子どもの状態や年齢に応じたケアが実施できるよう、施設機能や配置基準などの見直しが必要。
 - ・ 施設機能の見直しのみならず、地域で生活する要保護児童への支援の充実や施設と地域資源の連携も必要。

ポイント④

地域の実情に応じたサービス提供

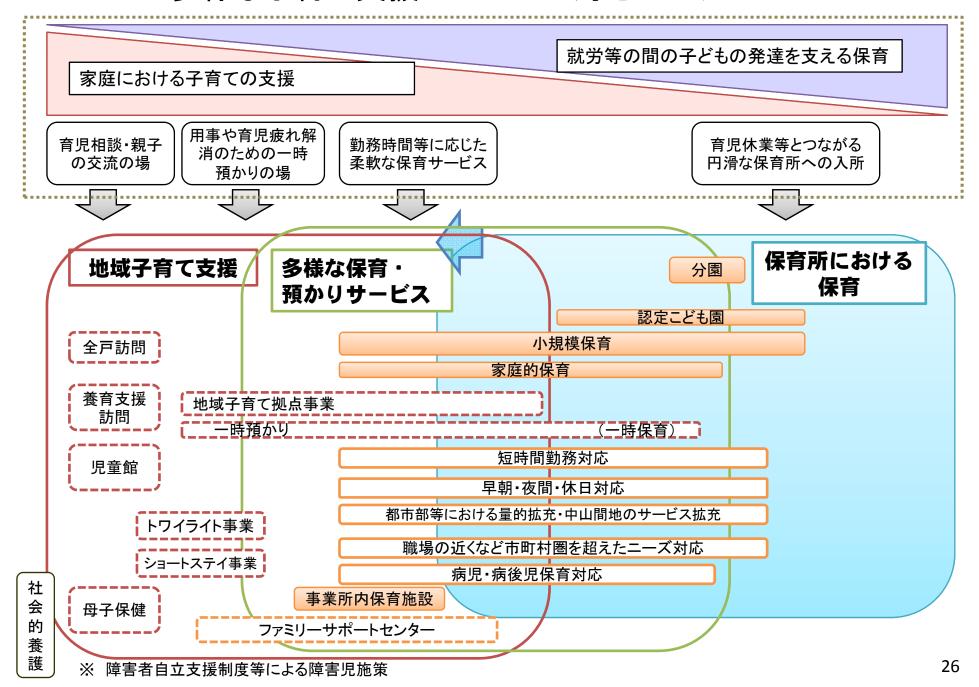
基礎自治体(市町村)が実施主体

安定的・継続的に費用確保

社会全体(国・地方・事業主・本人)に よる費用負担(財源確保)

- 地域の実情に応じたサービス提供を図るため、基礎自治体(市町村)が制度の実施主体。
- 新たな制度体系の実現には財源確保が不可欠。
- 現行のサービスの類型によって財源構成も給付も異なる仕組みから、包括的・一元的な制度の構築へ。
- 社会全体(国・地方・事業主・個人)で重層的に支え合う仕組みが必要であることを前提に、新たな制度体系の全体像を検討する中で、 以下の点につき、引き続き議論。
 - 新たな制度体系によって増大する費用を国・地方・事業主・個人で適切に役割分担する仕組み
 - ・ 地方負担については、不適切な地域差が生じないような仕組み
 - 事業主負担については、働き方と関連の深いサービスなど受益と負担の連動、働き方の見直しを促進するような仕組み
 - ・ 社会全体で支え合うことを前提に、誰でも大きな負担感なく一定の負担で利用できるようにした上で、低所得者にも配慮する仕組み 等
- ※ 例えば、フランスでは「全国家族手当金庫」により、子育て支援に係る財源を一元的に管理し、労使・利用者等の関係者が 運営に参画し、資金を給付(別紙7参照)。

多様な子育て支援のニーズに対応したサービス



子ども・子育てビジョン(仮称)(子ども・子育て応援プランの見直し)

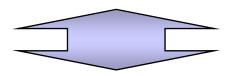
子ども・子育てビジョン(仮称)

(新少子化社会対策大綱+新子ども・子育て応援プラン)

少子化社会対策基本法第7条の規定に基づき、少子化に対処するための施策の指針と して、総合的かつ長期的な少子化に対処するため策定された施策の大綱とその実施計画。

※従来は大綱とプランを別々としていたが、今回は一体のものとして策定予定

- ○大綱及びその具体的な実施計画
- 〇来年(平成22年)1月を目処に今後5年間(平成22年度~26年度)の施策内容と数値目標を 策定予定。
- ※保育や放課後児童クラブ等の子育て支援サービスについて、潜在需要を踏まえた目標値を設定。



次世代育成支援対策推進法(平成17年4月施行)に基づく地域行動計画

都道府県、市町村・・・・地域における子育て支援等について5か年計画を策定 →平成22年度から、新しい5か年計画(後期行動計画)

※事業主・・・・仕事と子育ての両立支援のための雇用環境の整備や働き方の見直し等について2~5か年の計画を策定

子ども・子育てビジョン(仮称)の策定スケジュール

平成20年12月24日 少子化社会対策会議において、大綱見直しの方針について決定。

平成21年 8月末 市町村における保育サービス等の目標事業量の報告。

平成21年10月~ 〇 目標事業量の集計まとめ、新大綱(子ども・子育てビジョン(仮

称))への反映。

○ 内閣府に福島少子化担当大臣・泉政務官をメンバーとする「子ども・子育てビジョン(仮称)検討ワーキングチーム」を設置。

泉政務官を主査とする作業グループを設置し、原案作成・関係省

庁との調整。

平成22年1月(予定)「子ども・子育てビジョン(仮称)」策定。

【政府全体会議】

少子化社会対策会議(平成15年9月10日~)

会長: 内閣総理大臣

委員: 内閣官房長官 総務大臣 法務大臣 外務大臣 財務大臣 文部科学大臣

厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 環境大臣 防衛大臣

国家公安委員会委員長 内閣府特命担当大臣

次世代育成支援対策推進法(改正後の概要)

(平成17年4月から10年間の時限立法)

〇 地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間 の集中的・計画的な取組を推進

行動計画策定指針

- 国において地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を策定。
 - ※ 国は、市町村行動計画において、保育の実施の事業、放課後児童健全育成事業等に関する事項(量)を定めるに際して 参考とすべき標準(参酌標準)を定める。

地方公共団体行動計画の策定

- ①市町村行動計画
- ②都道府県行動計画
 - →地域住民の意見の反映、労使の参画、 計画の内容・実施状況の公表、定期的 な評価・見直し 等

事業主行動計画の策定・公表・周知

- ①一般事業主行動計画(企業等)
 - →大企業(301人以上):義務

中小企業(101人以上):義務(23年4月~)

中小企業(100人以下):努力義務

一定の基準を満たした企業を認定(くるみんマー

ク)

②特定事業主行動計画(国・地方公共団体等)

施策・取組への協力等

策定支援等

次世代育成支援対策地域協議会

·都道府県、市町村、事業主、労働者、社会 福祉·教育関係者等が組織

次世代育成支援対策推進センター

・事業主団体等による情報提供、相談等の 実施

次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)について

すべての

子育て家

庭向けの

サービス

すべての

子育て家

庭向けの

サービス

《21年度》

《22年度予算案》

児童育成事業費(事業主拠出金財源)

放課後児童健全育成事業 家庭的保育事業 病児·病後児保育事業

一時預かり事業

地域子育で支援拠点事業 児童ふれあい交流事業

児童育成事業費(事業主拠出金財源)

放課後児童健全育成事業 家庭的保育事業 病児·病後児保育事業

延長保育事業 など

次世代育成支援対策交付金(一般財源)

仕事と子育 ての両立を 支援する サービス

延長保育

(特定事業)

388**億円**

すべての

子育で家 庭向けの

サービス

・乳児家庭全戸訪問事業

・養育支援訪問事業

ファミリー・サポート・センター事業

・子育て短期支援事業

(その他事業)

次世代育成支援対策交付金(一般財源)

児童ふれあい交流事業

一時預かり事業

地域子育て支援拠点事業

新規事業(子育で支援ネットワーク事業ほか)

(特定事業)

・乳児家庭全戸訪問事業

・養育支援訪問事業

ファミリー・サポート・センター事業

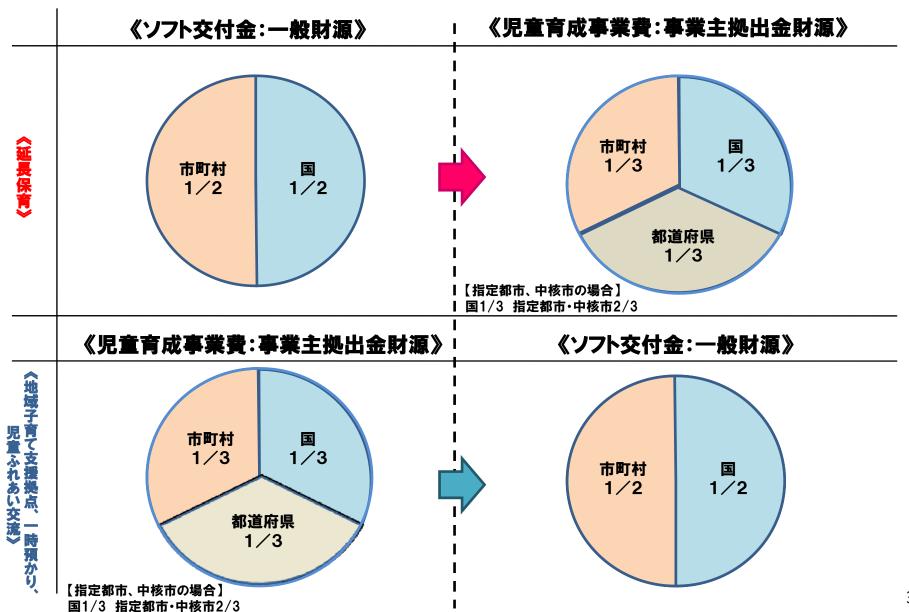
・子育て短期支援事業

(その他事業)

30

►361**億円**

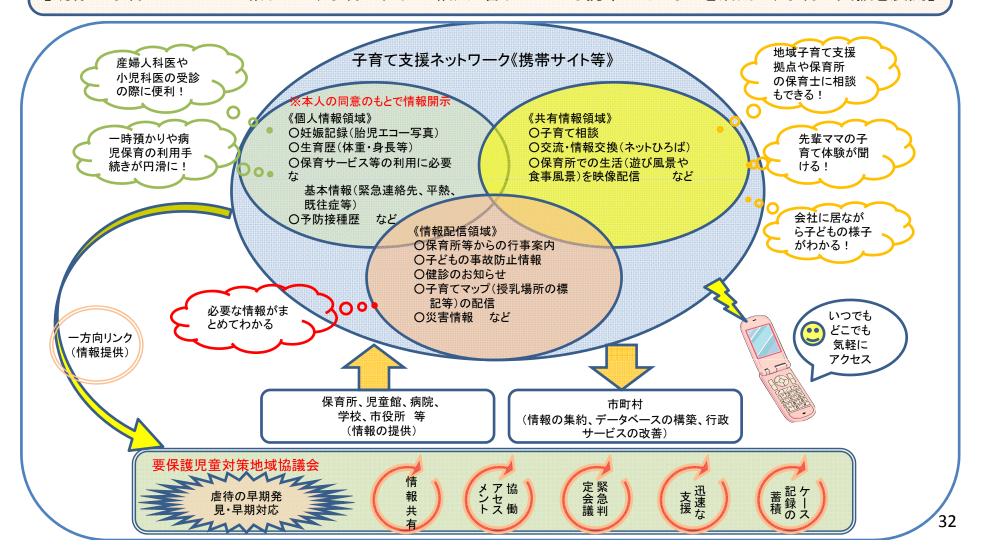
負担割合の変更について



子育て支援ネットワーク事業(新規)イメージ

子育てについての情報不足、相談相手の不在による子育てのしづらさの改善に向けて、地域住民参加型の子育て支援に関する情報ネットワークの基盤構築を図る。

【既存の子育てサービスと相まって、子育て世代に幅広く普及している携帯サイトなどを活用し、子育て支援を展開】



子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の拡充

【課題】

「子どもを守る地域ネットワーク」については、平成21年4月1日現在、97.6%の市町村で設置(虐待防止ネットワークを含む。)されているが、その機能強化を図っていくことが課題となっている。具体的には以下のとおり。

- 調整機関への専門職員(コーディネーター)の配置促進⇒ 児童福祉司と同様の資格を有する者の配置は、14.2%(平成21年4月・調整機関担当職員の状況)
- ネットワークを活用した適切な援助を行うため、関係機関の更なる連携強化が必要⇒ 「ネットワーク会議が開催されていない」、「単独の機関や担当者のみで対応している」等が指摘されている



子どもを守る地域ネットワークの機能強化

【既存分】

コーディネーターやネットワーク構成員の専門性強 化等

(事業内容)

- ① コーディネーターの専門性向上に向けた児童福祉司任用資格取得のための研修受講
- ② ネットワーク構成員のレベルアップを図るため学 識経験者(アドバイザー)による研修会開催 など



(これに加え)

【新規分】

ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組

(事業内容)

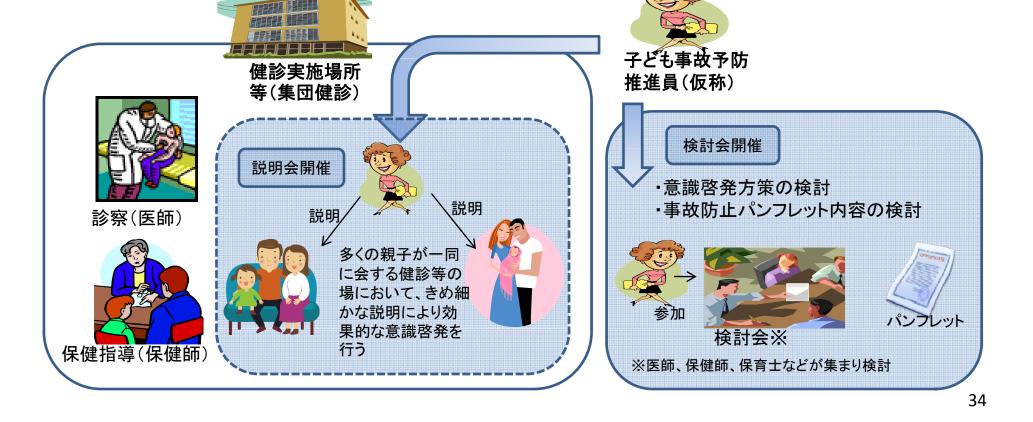
- ① インターネット会議システム等の導入による ケース検討会議の開催
- ② ケース記録や進行管理台帳等の電子化

など

子どもの事故予防強化事業(新規)イメージ

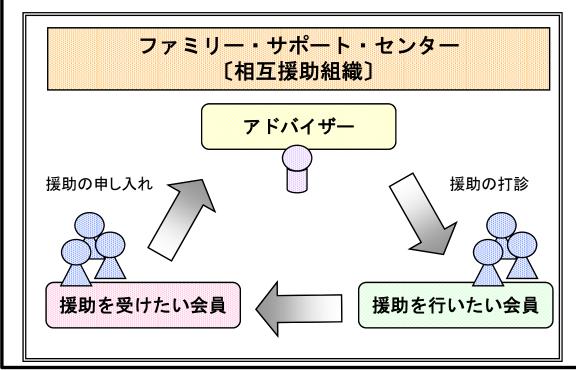
子ども(特に乳幼児)の事故(お風呂場で溺死する事故、階段等から転落事故など)の大部分については予防可能なことから、保護者等に対する意識啓発を行うことで子どもの事故の予防強化を図る。

事故防止のためのパンフレット等を、両親学級や、1歳6か月児・3歳児健診などの集団健診などの場において、子ども事故予防推進員(仮称)が配布・説明するなど、保護者等に対する意識の啓発をきめ細かく行うとともに、必要に応じ、意識啓発方策やパンフレット内容を検討するため事故予防検討会を開催する。



ファミリー・サポート・センター事業における 病児・病後児等預かり等の実施について

- 地域における病児・病後児の預かり等の対応を促進するため、平成21年度から、地域住民間の相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業において、病児・病後児等の預かり事業を開始している(「病児・緊急対応強化事業」)。
- なお、平成17年度より実施していた「緊急サポートネットワーク事業」は廃止し、ファミリー・サポート・センター事業の病児・病後児等の預かりへの移行を促進する(移行期間(平成21年度・22年度)においては、国において円滑な移行のための事業(「病児・緊急預かり対応基盤整備事業」)を実施。)



《平成21年度の実施状況》

- ファミリー・サポート・センター事業実施数 599市区町村
- 病児・病後児等預かり事業実施数 47市区町村

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 及び雇用保険法の一部を改正する法律の概要

少子化対策の観点から、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、 男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備する。

1 子育て期間中の働き方の見直し

- 3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度(1日6時間)を設けることを事業主の義務とし、 労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化する。
- 子の看護休暇制度を拡充する。(小学校就学前の子が、1人であれば年5日(現行どおり)、2人以上であれば年10日)

2 父親も子育てができる働き方の実現

- 〇 父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月(現行1歳) までの間に、1年間育児休業を取得可能とする。 (パパ・ママ育休プラス)
- 〇 父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする。
- 配偶者が専業主婦(夫)であれば育児休業の取得不可とすることができる制度を廃止する。

※ これらにあわせ、育児休業給付についても所要の改正

3 仕事と介護の両立支援

○ 介護のための短期の休暇制度を創設する。(要介護状態の対象家族が、1人であれば年5日、2人以上であれば年10日)

4 実効性の確保

- 苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みを創設する。
- 勧告に従わない場合の公表制度 及び 報告を求めた場合に報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対する過料 を 創設する。

【施行期日】平成22年6月30日(ただし、一部の規定は、常時100人以下の労働者を雇用する事業主については3年以内の政令で定める日。) 4のうち、調停については平成22年4月1日、その他は平成21年9月30日。

平成22年度予算(案)における放課後児童クラブの国庫補助について

これまでの方針

○ 子どもの情緒の安定や事故防止を 図る観点から、児童数が71人以上の 大規模クラブに対する<u>国庫補助を平</u> 成21年度限りで廃止

〇 保護者の就労形態に即した開設日 数確保の観点から、年間250日以上 開設していないクラブに対する<u>国庫補</u> 助を平成21年度限りで廃止

平成22年度予算(案)

- 〇 71人以上の大規模クラブは、<u>補助単価</u> <u>を減額した上で、国庫補助を継続</u>
 - ※ 放課後児童クラブガイドラインを踏まえ、 70人以下のクラブの補助単価を増額し、 望ましい人数規模のクラブへの移行を促進



○ 250日未満開設クラブは、利用者への ニーズ調査の結果、250日も開設する必 要がないクラブについては、国庫補助を 継続

児童の安全確認・安全確保の徹底について

◎児童相談所等関係機関の関与がありながら虐待死を防げなかった事例の存在

48時間ルールの徹底

- 情報提供であっても死を招く子ども虐待の可能性の認識
- ・安全確認は、原則48時間以内に子どもを直接目視することにより実施

ためらわず必要な場面での一時保護の実施

- 保護者の同意が得られない場合であっても子どもの安全を最優先にした実施
- ・虐待の確証が得られない場合においても、児童の安全のため一時保護による診断・判定も辞さない

臨検・捜索制度等の積極的な活用

- 長期間子どもの安全が確認されず、呼びかけに全く応答しない場合等においての積極的な活用
- ・出頭要求、立入調査、再出頭要求の段階を踏まえ、次の見通しをもった迅速な対応

関係機関との連携

- ・虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が早い時期からその子ども等に関する情報や方針を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要
- ・要保護児童対策地域協議会を積極的に活用するとともに、日頃からの情報交換により、各機関の連携を深めていくことが適当

児童虐待防止のための親権制度研究会について

第1 親権制度の見直しの必要性

平成19年の児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律附則により、同法律施行(施行日平成20年4月1日)後3年以内に、親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

(参考)

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律附則

第2条 政府は、この法律の施行後3年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直し について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第2 検討

1 検討課題

親権に係る制度のうち主に児童虐待防止に関連する事項を中心に見直しの検討を行った上で,法制審議会開催の要否(民 法改正の要否)を検討する。

2 検討の進め方

大村敦志東京大学教授を座長とし、学者、弁護士、法務省担当者、厚生労働省担当者、最高裁判所事務総局担当者等で構成される「児童虐待防止のための親権制度研究会」を開催する。

3 スケジュール

平成21年6月 研究会を立ち上げて検討開始

平成22年1月 研究会の成果の取りまとめ

法制審議会への諮問の要否検討

「児童虐待防止法見直し勉強会」において議論された論点(親権に係る制度に関連すると思われるもの)

- 児童虐待を行った保護者に対する指導等に関するもの
- 面会又は通信の制限に関するもの
- ・ 接近禁止命令に関するもの
- ・ 行政権限の行使に対する司法の関与に関するもの
- 親権の一時・一部停止に関するもの
- 未成年後見制度の在り方等に関するもの

社会的養護体制の拡充について

(1)児童福祉施設等におけるケアの充実

ア 施設の小規模化の推進

児童養護施設等に入所する被虐待経験を持つ児童等については、できる限り家庭的な環境で養育することが望ましいことから、平成22年度予算(案)においては、小規模グループケアにおける、夜間体制の充実のため、新たに管理宿直等職員(非常勤)を配置するほか一定の条件の下、1本体施設あたり3か所まで小規模グループケアケアの設置を認めるなどケア形態の小規模化の一層の推進に努めていくこととしている。

イ 家庭支援専門相談員、個別対応職員等の拡充

ケア担当職員については、平成22年度予算(案)において、乳児院における乳幼児の家庭復帰や里 親委託を支援する家庭支援専門相談員及びネグレクトケアや個別ケア等を行う個別対応職員の配置の拡 充、児童養護施設において投薬管理や健康管理等を行う看護師の配置の拡充を行うこととしている。

ウ 施設整備費の交付対象の拡大

児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設における小規模グループケアの施設整備(ハード)について、平成22年度予算(案)において、次世代育成支援対策施設整備費交付金の加算対象とすることとしている。

(2) 子ども・子育てビジョン(仮称)の策定(社会的養護関連)

現在策定中の「子ども・子育てビジョン(仮称)」において、社会的養護体制の充実が図られるよう数値目標を掲げることとしている。

(3) 施設機能見直しのための調査・検討

平成19年11月の社会的養護専門委員会報告書の提言を踏まえ、施設内で行われているケアの現状を 把握するための調査・分析を行い、基礎的な集計を社会的養護専門委員会へ報告したところ。今後、さら に詳細な集計・分析を進め、施設機能の見直しについて検討する。

配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)対策等について

(1)婦人相談所等における体制の強化

現状

○ 婦人相談所等による相談

婦人相談所及び婦人相談員による来所相談のうち、夫等の暴力を主訴とする相談者数は、平成20年度は24,879人 (全体の31.3%)であり、前年度(23,758人、全体の30.7%)に比べ増加している。

- 〇 婦人相談所による一時保護
 - ・平成20年度に一時保護された女性6,613人のうち、夫等の暴力を入所理由とする女性は4,666人で、約7割を占めている。
 - 一時保護委託契約施設数は261ヵ所(平成21年4月1日現在)である。

具体的な取組

- 配偶者からの暴力被害者等への相談、援助等の支援の実施 婦人相談所や婦人保護施設に心理療法担当職員及び同伴児童のケアを行う指導員を配置し、配偶者からの暴力被害 者等への支援を実施する。
- 人身取引被害者支援体制の強化のための婦人保護施設の機能の充実 婦人保護施設において、通訳及びケースワーカー(外国人専門生活支援者)の派遣を外国人支援の実績のある民間団 体等に依頼するための経費や医療費を支弁し、人身取引被害者支援体制の強化を図る。(平成22年度予算(案))
- 施設のバリアフリー化及び通訳者の確保等
 - ・安心こども基金(児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業)等の活用。
 - ・専門通訳者養成研修の実施や国際交流協会との連携。

(2)配偶者からの暴力被害者に対する自立支援等

平成21年中に発出されたDV関連通知

○ 総務省「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価」の勧告を踏まえ、DV被害者の一時保護の申請と決定及び一時保護機能の充実における適切な対応等を示した。

※「配偶者からの暴力の被害者の一時保護機能の充実について」(平成21年11月25日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)

(3)人身取引被害者の保護

現状

- ・ 婦人相談所及び児童相談所が一時保護所または一時保護委託施設に保護した被害者はすべて女性で 合計270人。うち264人は婦人相談所が担当。
- フィリピン人・インドネシア人・タイ人の合計で全体の87%。
- ・ 保護に至る相談経路の95%は警察もしくは入国管理局。
- 18歳未満は計15人。最年少は15歳。平均年齢24.7歳。
- 一時保護委託実績:270人のうち91人
- 平均保護日数33.0日

人身取引対策行動計画2009(平成21年12月22日決定)の概要

- 人身取引対策行動計画(平成16年12月)の策定から5年が経過し、人身取引の手口がより巧妙化・ 潜在化してきているという国内情勢と国際的な関心の高さが背景
- 人身取引被害者の保護における新たな取組(婦人保護事業関連)
 - ・潜在被害者に対する被害者保護施策の周知
 - ・被害者に対する法的援助に関する周知等
 - ・中長期的な保護施策に関する検討等